

2 地方税制の動き（令和3年度）

(1) 地方税制改正のあらまし

令和3年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 固定資産税・都市計画税

(ア) 土地に係る負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、条例減額制度等を含む現行の仕組みを継続する。

(イ) その上で、令和3年度に限り、評価額の上昇等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。

イ 不動産取得税

(ア) 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置について、令和5年度末まで3年延長する。

(イ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、令和5年度末まで3年延長する。

ウ 自動車税・軽自動車税

(ア) 自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9月延長し、令和3年12月末までに取得したものを対象とする。

(イ) 環境性能割に係る税率の適用区分及び種別割のグリーン化特例について、燃費基準を切り替えた上で、適用期限を令和5年3月末まで2年延長する。

エ 個人住民税

(ア) 住宅ローン減税の適用要件の見直し

控除期間を13年間とする特例措置の適用要件について一定の見直しを行った上で、令和4年12月末までの入居分に延長する。

(イ) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置

国や地方自治体が行うベビーシッター等の利用料に対する助成等を非課税とする。

オ 納税環境整備

地方税ポータルシステム（eLTAX）における地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。

※ 令和5年度以後の課税分に適用

(2) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

○ 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、令和3年度においても継続する。

固定資産税額及び都市計画税額が前年度税額の1.1倍（令和3年度は1.0倍）を超える住宅用地等について、当該超える額を減額する措置を令和5年度まで継続する。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税等の減免措置を、令和4年3月31日まで1年延長する。

不燃化特区内において建替えを行った住宅及び老朽住宅を除却した土地に対する固定資産税等の減免措置を、令和8年3月31日まで5年延長する。

認可保育所等のために有料で貸し付けられた土地に対する固定資産税等の減免措置を、令和5年3月31日まで2年延長する。

○ 自動車税種別割

電気自動車等に対する課税免除措置を、令和8年3月31日まで5年延長する。

(4) 令和3年度東京都税制調査会答申の概要

令和3年10月22日、東京都税制調査会（以下「都税調」という。）は「令和3年度東京都税制調査会答申」を取りまとめ、知事へ提出した。

都税調は、地方分権の時代に相応しい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけでなく、地方全体の立場から提言していくことを使命として、平成12年5月に設置された知事の懇談会であ

る。

都税調では3年を1期としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、委員任期を1年延長したため、令和3年度が第7期の最終年度にあたる。今期は、気候危機、所得格差、国際課税ルールを巡る多国間協議、行政のデジタル化、国の地方税制措置などの動向を見据えつつ、それぞれの対応策を検討してきた。とくにデジタル化に関する税務行政のあり方を積極的に提言するとともに、環境関連税制と自動車関連税制について持続可能な社会を目指す視点に基づく改革案を提起した。また、新型コロナウイルス感染症が社会経済に甚大な影響を及ぼしている状況を鑑みて、コロナ禍を超えて持続可能な社会を目指す税制について提言を行った。

以下、令和3年度の答申の概要を紹介する。

ア 税制改革の視点

(ア) 基本的視点

a 少子高齢・人口減少社会

- (a) 我が国は、超高齢社会の真ただ中にあり、急速に高齢化が進む
- (b) 社会保障給付費が増加し、その財源として公費負担が行われるが、その多くは公債依存を通して将来世代に負担を先送りしており、国・地方の財政状況や社会保障制度の持続可能性からみても問題
- (c) 高齢者のみならず、子育て世代、現役世代を含め、全ての世代で広く支える新たな「全世代対応型の社会保障制度」の構築が重要
- (d) 税と社会保険料を合わせた負担のあり方、世代間における負担の公平性等、税制全体のあるべき姿について、総合的に検討すべき

b 地方分権改革の推進

- (a) 地方自治体は、豊かな地域社会の実現に向け、重要な役割を果たしており、コロナ禍においても、住民サービスの最前線で奮闘してきた
- (b) 地域の課題に自主的に取り組めるよう、役割と権限に見合った財源を確保することが必要であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない

c 財政の持続可能性の確保

- (a) 財政再建は我が国にとって避けては通れない課題。行政サービスのための財源を安定的に確保する上で、給付と負担の適正化を図ることが不可欠
- (b) 国及び地方自治体は、納税者たる国民・住民に真摯に向き合い、社会保障関係経費等の増大に対応した国税及び地方税の充実・確保など、喫緊の課題について丁寧に説明し、国民の公平感を高める努力が必要

d 地方税体系のあり方

- (a) 国と地方の税財源を役割分担に見合った形に見直し、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべき
- (b) 所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税するとともに、所得課税・消費課税及び資産課税を適切に組み合わせ、均衡のとれた税体系とすることが重要
- (c) 地方財政調整は、財政力の弱い地方自治体に住民人々も、一定水準の行政サービスを受けることができるよう、国の責任において必要な財源を保障するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠

(イ) 時代の変化に対応した視点

a 新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響

- (a) 新型コロナウイルス感染症による影響は長期化かつ深刻化しており、医療提供体制をひっ迫させている
- (b) 外出や移動の自粛とそれに伴う社会経済活動の制限の結果、都内をはじめ全国の飲食店、宿泊業、娯楽業等を中心に、企業業績に深刻な影響を与えることになったほか、個人の所得等にも影響が出た
- (c) デジタル技術の活用等により、これまでとは異なる新しい生活様式の普及が急速に進んだ

b 所得格差に対応した税制

所得格差の拡大は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題であり、解決に向けて、社会保障、教育、労働政策等の総合的な取組が必要。これらの取組に必要な歳出面の充実と併せ、税制においても所得再分配機能を適切に発揮することが求められる

c 税制のグリーン化

- (a) 欧州を中心に、「グリーンリカバリー」の流れが生まれ、世界中で脱炭素化に向けた動きが加速
- (b) 国及び都は、温室効果ガス排出量の削減目標等を相次いで表明
- (c) 都内全体の温室効果ガス排出量のうち、約3割を占めている家庭部門の取組を進めるため、住宅の脱炭素化を追求することが欠かせない

- (d) 環境重視の社会経済を構築していくためには、環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据えることが必要

d 国際課税をめぐる協議の進展

- (a) 現在の国際課税ルールでは、国境を超えるデジタル取引に対応できず、その修正が迫られている
- (b) 2021年10月、国際課税に関する最新のOECD案に対し、136か国・地域が最終合意に至った

e 税務行政のデジタル化

- (a) 税務行政を取り巻く社会経済環境はこれまでになく複雑化・困難化しており、限られた人材を新たな対応や集中的な取組が必要な分野に重点的に配置することで、専門性を維持・向上させていくことが必要
- (b) 国の「デジタル・ガバメント実行計画」では、税務を含む17分野について、2025年度までに行政手続のデジタル基盤を整備していくとしている
- (c) 都（主税局）は、納税者へのクオリティオブサービス（QOS）向上や税務行政の構造改革を目指すため、納税のキャッシュレス化やAIチャットボットによる相談等、税務事務のデジタル化を推進

イ 税制改革の方向性

(ア) 真の地方自治の確立に向けた税財政制度のあり方

a 地方法人課税

(a) 地方法人課税の意義

- ・ 法人事業税と法人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税
- ・ 地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要
- ・ 法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる

(b) 地方法人課税の偏在是正措置

- ・ 国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するもの。また、法人が受けた行政サービスに応じて地方自治体が課税・徴収する地方税を縮小し、それを財政調整の手段として応益関係のない他自治体に配分することは、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する
- ・ こうした手法は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を行うべきではない

(c) 分割基準のあり方

- ・ 分割基準は、法人の事業活動規模を的確に表すとともに、納税者の便宜等も考慮し、簡便で明確な指標であるべき
- ・ 法人の事業活動規模を最も的確に表す指標は付加価値。その中で最大の割合を占める人件費を用いることは合理性がある。従業者の数は人件費の代替指標であり簡便な基準
- ・ 財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせることになる

(d) 法人事業税の外形標準課税

- ・ 景気変動の影響を受けやすく税収が不安定な所得割と比べ、付加価値割等の外形標準課税は税収の安定化に寄与
- ・ 外形標準課税の適用基準については、今後も引き続き、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、近年の法人の事業活動形態の変化も踏まえ、法人の規模、活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の指標も組み合わせること等を検討すべき

b 消費課税

(a) 地方消費税の意義

- ・ 地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的で、地方自治体の運営を支える自主財源としてふさわしい税
- ・ 地方消費税は、地方自治体の基幹税として多様な行政需要を賄う観点から、引き続き一般財源とすることが適当

(b) 地方消費税の清算基準

- ・ 地方消費税の清算基準の制度趣旨は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させることであり、清算基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていくべき

c 個人所得課税

(a) 個人住民税の現年課税化

- ・ 前年の所得に対して課税する個人住民税は、所得税と異なり課税・納税のタイムラグが生じるため、前年に比べて収入が減った場合、納税者にとって負担感が大きいなどの指摘がある
 - ・ 納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から、個人住民税を現年課税化することが望ましい
 - ・ 課税・徴収についてデジタル化を図り、現年課税化の早期実現に向けた検討を進めていくべき
- (b) 給付付き税額控除
- ・ 平時から継続的に生活困窮者を支えるセーフティネットの構築が必要
 - ・ 将来の新たな感染症の流行やその他の災害等の発生も見据え、我が国でも給付付き税額控除の導入に向けた検討を始めるべき
 - ・ 制度設計においては、既存の社会保障制度や税制との役割分担の明確化、所得情報の正確な捕捉と管理等についても十分に検討が必要
- (c) 金融所得税制
- ・ 高所得者層ほど所得に占める金融所得の割合が高く、金融所得の多くは分離課税の対象として、総合課税制度よりも相対的に低い税率が適用されていること等により、高所得者層の税負担が低くなっている
 - ・ 金融所得における分離課税の税率については、主要先進諸国の税率を参考にして引き上げること及び国・地方間の配分について検討すべき。ただし、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮する必要がある
- (d) 私的年金制度に関する税制
- ・ ライフコースの多様化等の観点を踏まえ、私的年金制度における年金受取と一時金受取の税負担公平化等、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担を確保する制度の構築を目指すべき
- (e) ふるさと納税
- ・ 「ふるさと納税」の利用者の多くは、実質2,000円の負担で得られる返礼品が目的であると考えられ、見返りを求めないことが前提の「寄附」とはかけ離れた実態となっている
 - ・ 高所得者ほど多くの返礼品を受け取ることができ、事実上の節税対策ともされているこの制度は、垂直的公平の観点で大きな問題がある
 - ・ 地方税の受益と負担との関係を歪める制度であり、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき
- (f) 個人事業税
- ・ コロナ禍で、ビジネスや働き方の多様化が進むことにより、事業税の対象である「事業性」について、法と実態との乖離が拡大する懸念がある
 - ・ 課税対象事業の限定列举方式について、早急に、時代に即した見直しが図られるべき
- d 都の重要施策を支える税制の役割
- ・ 政策課題の解決に向けては、規制や補助金等を補うものとして税制を活用することも有効な方策の一つ
 - ・ 特定の政策目的を実現するために税制を活用する場合には、その施策の必要性に加え、合理性・有効性・相当性の観点から慎重に検討する必要がある
- e 地方財政調整制度
- ・ 令和元年10月の消費税率引上げにより、地方交付税の原資が増加したが、地方の財政需要や臨時財政対策債残高の現状を鑑みると、依然として十分ではないため、交付税原資となる国税の充実、地方交付税の法定率引上げ等とともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映すべき
- (イ) 時代の変化に対応した税制度の構築
- a コロナ禍に対応するための税制
- (a) 感染症対策のための将来の税制構築に向けて
- ・ 感染症対策は、感染拡大時のアドホックな対応で終わるべきではなく、中長期的な視点で、平時から地域の体制を整備しておくことが必要
 - ・ まず、所得課税について、累進構造や課税ベースの適正化、法人課税については租税特別措置の適切な見直し等を検討すべき
 - ・ 現在、各国は新型コロナウイルス感染症対策に巨額の財政出動を行っており、財源確保は世界共通の課題である。そのため、グローバルな経済活動から得られる利益や環境負荷への行為に対して、課税することが考えられる

- ・ 国は、上記のとおり課税した場合の税収について、新型コロナウイルス感染症及びその他の新興感染症対策費用として収支を明確にするとともに、特例国債を早期に償還して世代間の負担の平準化を図るため、適切な時期に特別会計化すべき
- (b) 一律給付と税による事後調整
 - ・ 緊急事態発生時において、広く国民に給付を実施する場合は、収束した後に、所得の状況に応じて税により調整を行う仕組みを検討すべき
- (c) 税務行政のデジタル化の推進
 - ・ 国と地方が行政のデジタル化を進め、所得情報等を正確かつリアルタイムに把握することにより、生活困窮者への迅速かつきめ細かな支援の実現につなげることが重要
 - ・ 税務手続においては、更なる簡素化・迅速化・統一化の取組が必要
 - ・ 自治体の情報システムや様式・帳票の統一化・標準化等に当たっては、業務プロセスの抜本的な見直しを進めるとともに、必要に応じて既存の法令等も見直し、税制の簡素化や行政におけるデータの効率的な活用等を検討し、納税者はもとより自治体職員にとっても利便性や効率性の高い仕組みの構築を目指すべき
- b 環境関連税制
 - (a) 税制のグリーン化に向けた取組
 - ・ 温室効果ガス排出量削減に向けては、税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくべき
 - ・ 税制のグリーン化は、「原因者負担の原則」・「現在と将来世代との間の公平」と合致する
 - (b) 「地球温暖化対策のための税」の将来像
 - ・ 日本の温対税の税率水準は諸外国と比べて著しく低い。人々の行動・投資を脱炭素に向けたオプションに転換させるため、税率引上げの早期実現に向けた取組を加速すべき
 - ・ 税収は、地方自治体の役割に見合った財源の確保について検討すべき。また、地方自治体が創意工夫を凝らし、税収を活用できる使い勝手の良い仕組みとする必要がある
 - ・ 温対税の税率引上げに当たっては、国際競争力、炭素リーケージの懸念、家計への負担増加等を考慮した適切な措置を講じていく必要がある
 - (c) 住宅の脱炭素化促進のための税制
 - ・ 他部門と比較し、エネルギー消費量の削減幅がなお小さい家庭部門の温室効果ガス排出量を削減するためには、住宅の脱炭素化に向けた施策の推進が重要
 - ・ これまでも、環境性能の高い新築住宅等に対して、国税及び地方税において、一定の軽減措置が講じられているが、環境性能が低い住宅にも広く適用されているものもある。そのため、例えば、固定資産税の新築住宅減額は、対象を環境性能が優れた住宅に重点化していくべき
- c 自動車関連税制
 - (a) 自動車関連税の現状と課題
 - ・ 自動車を取り巻く環境は、CASEと呼ばれる大変革に見舞われており、脱化石燃料化や自動車の所有から利用への形態移行を促す一方、自動車関連税収の減少、インフラ整備に係る新たな行政需要の増大等、幾多の課題を提起している
 - ・ 我が国では、税制のグリーン化として、車体課税について見直しが進められてきたが、欧州諸国では、EU加盟国のうち21か国が、CO₂排出量を課税の基準に取り入れるなど、我が国よりも取組が進んでいる
 - ・ 今後、電気自動車等のシェアが高まっていくことが考えられるが、自動車税種別割の現行の税率は、排気量1,000cc以下の最低税率で課税されており、公平性等の観点から、課税のあり方を検討する必要がある
 - ・ 環境性能割の導入で車体課税の「環境損傷負担金的性格」が強まったことにより、営自格差及び軽自格差が存在する合理的な理由は見出しにくくなっており、これらを是正し、負担水準を適正化すべきが課題
 - (b) 自動車関連税の改革
 - ・ 地球温暖化等の環境問題を解決し持続可能な社会を実現するためには、車体課税について、CO₂排出量の要素（基準）を取り入れるなど、より積極的に環境税制として位置付けていくことが極めて重要であり、速やかに導入を検討すべき
 - ・ 中長期的な方向性としては、例えば、課税標準を車体重量又は走行距離に、あるいはCO₂排出量基準との組合せとする方法を検討すべき
 - ・ 自動車関連税制を検討するに当たり、車体課税の変革のみならず、揮発油税や軽油引取税等、燃料課

税を含めた広範な議論が求められる。また環境重視の観点からは、温対税等との関係や整合性も考慮する必要あり

- ・ 営自格差については、運輸政策上の配慮をしつつ、車体課税の課税根拠等を踏まえ、税負担水準の適正化について検討していくべき
- ・ 軽自格差については、日本特有の規格である軽自動車への政策的配慮をしつつ、税負担水準の適正化について検討していくべき

d 新たな国際課税ルールへの対応

- ・ 国際課税に関する最新のOECD案は、世界全体の税収の増額の試算は示されているものの、我が国の税収への影響については、未確定な部分が多い
- ・ 2023年からの新たな国際課税の実施を見据え、税収の適切な地方への配分に向けて議論を重ねていく必要がある